

## OMIC Food Safety Newsletter No. 575 Mar 10, 2023

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

### ★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

#### 1. 最近の検査命令における追加実施項目 (2023年2月下旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
2/22	中国産 にんじん	トリアジメノール	強化	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001062364.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001062364.pdf</a> 基準値 0.1 mg/kg - ppm

※検査対象条件等詳細につきましては、参照 URL をご確認ください。

#### 2. モニタリング検査の追加 (違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)

(2023年2月下旬~3月上旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
2/28	コスタリカ産 バナナ	ピリプロキシフェン	強化	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf</a> 基準値 0.01 mg/kg - ppm
2/28	インド産 脱脂ダイズ	総アフラトキシン	引下げ	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf</a> 基準値 10 µg/kg - ppb
2/28	インド産 メボウキの種子 (バジルシード)	総アフラトキシン	引下げ	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf</a> 基準値 10 µg/kg - ppb
2/28	ベトナム産 オオバコエンドロ	プロフェノホス ヘキサコナゾール	引下げ	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001064380.pdf</a> プロフェノホス基準値: 0.01 mg/kg - ppm ヘキサコナゾール基準値: 0.01 mg/kg - ppm
3/2	中国産 にんじん	フルオピコリド	強化	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001065594.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001065594.pdf</a> 基準値 0.01 mg/kg - ppm

※検査対象条件等詳細につきましては、参照 URL をご確認ください。

### ★ RASFF マンスリーレポート

#### EUにおけるタイ産品の違反状況 (2023年2月下旬~3月上旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
2/24	スペイン	すり身から未承認の添加物 (E171 二酸化チタン)の検出	Border rejection notification
3/2	フィンランド	食品サプリメントにおける E171 色素 (二酸化チタン)の無許可使用	Border rejection notification

### ★ ECHA が PFAS 規制案を公表する (欧州化学品庁による情報)

欧州 5 カ国 (デンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン) から、パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) に分類される全ての化合物の生産と使用を制限するという規制案が、欧州化学品庁 (ECHA) へ提出されました。今後、ECHA のリスク評価 (RAC) 及び社会経済分析 (SEAC) の科学委員会が REACH 規則を踏まえて検討し、パブリックコメントを経た後に、立法案が欧州委員会 (EC) へ提出される予定です。

この規制案の最大のポイントは、約 1 万種に及ぶ全ての PFAS が対象になっている点です。PFAS は多種多様な用途に使用されているため、どこまで対象範囲とするかは検討されると思われませんが、それでも他に例を見ないほど広範に大きな影響が生じることが予想されます。そのため今後の動向に注目しておく必要があります。現時点では、2025 年に制定し、適用については用途に応じて最長 12 年間の移行期間を設けることが提案されています。

※詳細は次の URL を御覧ください。

<https://echa.europa.eu/-/echa-publishes-pfas-restriction-proposal>

※次号の OMIC Food Safety Newsletter No. 576 の発行は、2023 年 3 月 24 日とさせていただきます。

発行者: 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ: (バンコク支店代表) [coor.th@omicnet.com](mailto:coor.th@omicnet.com)

ニュースレターバックナンバー: (タイ語) <http://omicbangkok.com/th/download/2>

(日本語) <http://omicbangkok.com/en/download/2>

食の安全ウェブサイト: (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>